

平成 21 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の職員に対する旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費額)

第 2 条 職員が法人の業務のため桑名市外（次に定める近隣市町を除く。）に旅行したときは、別表に従い順路によって旅費を支給する。

近隣市町	四日市市 いなべ市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 海津市 愛西市 弥富市
------	-----------------------------------------------

2 急行料金等の支給については、次に定める基準によるものとする。

(1) 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算すること。

(2) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

(3) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

(4) 新幹線で浜松、京都以遠（大阪府内を除く）へ旅行する場合は、新幹線料金とする。

(5) 近鉄線利用の場合は 50 キロメートル以上、名鉄線利用の場合は 30 キロメートル以上旅行する場合は、特別急行料金を支給する。

3 船賃は、旅客運賃（はしけ賃、さん橋賃、寝台料及び普通運賃のほか、別に食費を要するときは、夕食及び朝食に対する所定の料金を含む。）によって鉄道賃の例に準じて支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じた旅客運賃を支給する。

5 バス賃は、バス旅行について、路程に応じた旅客運賃を支給する。

6 前 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令を変更又は取り消された場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃として、又は宿泊施設の利用を予約するため既に支払った金額で、所要の払戻しをしたにもかかわらず払戻しを受けることができなかつた額を旅費として支給することができる。ただし、職員が当該旅行についてこの規程の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

7 市内出張及び第 1 項で定める近隣市町への旅行に際し、鉄道賃、船賃及び車賃を要するときは、その実費を支給する。

8 法人の所有する、又は法人の傭上の船及び車を乗車したときは、車賃を支給しない。

(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃)

第 3 条 鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、バス旅行にはバス賃、陸路旅行には車賃を支給する。

2 自動車又は軌道によって旅行する者には、その運賃を車賃としてみなして支給し、旅行日数、日当その他旅費の支給については、すべて鉄道の例による。

3 前 2 項又は水路によらない旅行は、陸路旅行とする。

4 宿泊料は、夜数に応じ、日当は、日数に応じて支給する。

(路程の計算)

第4条 鉄道賃及び船賃は、各々その路程を合算して支給する。ただし、定額の異なるものは、各々別に通算し、通算上1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(旅費の特例)

第5条 国外への出張等この規程の規定により旅費を計算することが困難な場合には、その都度理事長が定める。

(帰郷旅費)

第6条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項及び同法第64条の規定に当たり帰郷する場合においては、前職相当の旅費額の範囲内において現に必要とする旅費を支給する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(派遣職員に対する準用)

2 この規程の規定は、桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年桑名市条例第28号）に基づき桑名市から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する旅費の支給について、桑名市と法人との間の取決めにより準用する。

附則（平成24年12月28日制定）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	鉄道賃及び船賃	日当1日につき	宿泊料1夜につき	車賃
管理職層・医師	普通旅客運賃	800円	上限 13,000円	鉄道賃及びバス賃の例による
一般職層			上限 10,000円	

備考

1 旅客運賃に等級の区分を設けている船舶による旅行の場合の船賃については、一等の旅客運賃とする。

2 宿泊料の額は、現に支払った額とする。ただし、現に支払った額が上限を超えた場合で、理事長が特に認めるときは、その金額の一部を支給することが出来る。